意見書案第１７号

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の改善を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成２８年6月２４日提出

提　出　者
向日市議会議員　近　藤　宏　和

賛　成　者
向日市議会議員　村　田　光　隆
冨　安　輝　雄

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の改善を求める意見書

アスベストを大量に使用した事によるアスベスト（石綿）被害は、依然として多くの労働者に広がりを続け、現在でも建物の改修・解体に伴い、マニュアルはあるもののアスベストの飛散が起こり、労働者や住民に被害が広がる危険をはらんでいる。さらに今後、全国で多くの建物の改修・解体に伴うアスベストの飛散の被害も予想され、東日本大震災や熊本地震などで発生した大量のがれき処理についても被害の拡大が心配されている。

わが国では、不燃化・耐火工法としてアスベストの使用を進めてきたことにより、建設業従事者に多くの被害が生まれている。また、現場作業者の多くが重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災認定にも困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償も得られない実態がある。

国は平成１８年度に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させ、労働基準局長の答弁でも労働保険制度や石綿救済法に基づき救済対象になる方についてはしっかりと把握して認定していく必要があり、今後ともしっかりやっていきたい。と言われたが、認定にも困難を極める為、制度の改善を求める声が上がっている。

平成２４年度の東京地裁以降、他の裁判所でも国の責任を一部認める判決が出ているが、被害者の苦しみは今なお続いている。

ついては、国におかれては、建設業従事者におけるアスベスト被害者と遺族への補償の充実とアスベスト被害の拡大を抑える対策をとり、石綿による健康被害の救済制度の改善を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年６月２４日

京都府向日市議会